

16. NPO 法人から株式会社や社会福祉法人への組織変更は可能ですか？

結論からいうとできません。社会福祉法人や株式会社など他の法人組織との合併も認められていません。合併ができるのは、NPO 法人同士に限られます。社団法人にする場合は、社団法人を新規に設立し、NPO 法人を解散することになります。

現在運営している NPO 法人をどうしても会社組織(株式会社・合同会社など)に変更したい場合は、

①現在運営している NPO 法人と全く同じことを行うことができる会社を設立する

↓

②会社設立後に従業員を異動させる

↓

③NPO 法人から異動させることができるものをすべて移し、会社にて活動が行えるようになった時点で NPO 法人を解散する

という手順を踏めば、見かけ上は「NPO 法人から会社法人に組織変更」したように見えますが、法律上は全く別の法人になります。よって今まで NPO 法人で結んでいた契約(事務所の賃貸借契約や電話の名義変更など)をすべて結び直さなければならなくなり、手間がかかると考えられます。役所から指定を受けた許可事業や認可事業(介護事業や保育園の指定等)がある場合は、その許可は「NPO 法人」に対して与えられたものであり、新設した会社に対して与えたものではない、ということになりますので、当然許可や認可の取り直しということになります。